

(電子メール施行)

疾 感 対 号 外
令和4年1月17日

各部局等主管課長 殿

保健福祉部疾病・感染症対策課長
(公 印 省 略)

社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に係る濃厚接触者の待機期間の取扱いについて(通知)

このことについて、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和4年1月14日一部改正)で下記のとおり、取扱いの見直しが示されたところです。

つきましては、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(以下、「社会機能維持者」という。)を別紙のとおり整理し、以下のとおり、当該事業者向けに説明会をWEB会議により開催することとしましたので、貴部局内で社会機能維持者の所属する団体を所管している場合は、別添の文書を参考に当該団体に対し、周知願います。

記

- 1 濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日(陽性者との接触等)から10日間とされたこと(従来は14日間)
- 2 ただし、自治体の判断により、社会機能維持者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとされたこと。

【社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間に関するWEB説明会】(仮称)

日 時：令和4年1月18日(火)16:00～(1時間程度)

開催方法：Web会議による開催

参加方法：別紙記載のURL等により参加

担 当：感染症対策班 嶋原，平間，橋本，巖岩
電 話：022-211-2632
メー ル：situkan-k@pref.miyagi.lg.jp